

悪天候時・地震発生時並びに熱中症事故防止に向けた対応と授業実施について

1 風雪水害及び特別警報が発表された場合の対応について

(1) 始業時前に「伊勢市」に特別警報または暴風・暴風雪警報が発令されている場合

- 登校せず、自宅待機をさせてください。特に特別警報の場合、ただちに「命を守る行動」をとってください。なお、午前11時においても警報が解除されない場合は、その日を休校（臨時休業日）とします。
- 午前9時までに警報が解除された場合は、解除後2時間程度の余裕を持って授業をおこないます。その場合、原則給食も実施します。通学路の安全を確かめて登校させてください。
- 午前9時から午前11時の間に警報が解除された場合は、午後より授業をおこないます。その場合、給食は実施しませんので昼食は各家庭で済ませてから登校してください。通学路の安全を確かめて登校させてください。ただし、解除後の状況によっては、臨時休業日とすることもあります。

(2) 始業時前に大雨、洪水、大雪警報や注意報が発令された場合

- 授業を行います。
- ただし、通学路の状況によっては登校を控えるなど、安全確保に努めてください。「自宅待機」をする場合は、学校に連絡をしてください。なお、保護者の判断で「自宅待機」をさせた場合、欠席・遅刻の扱いにはなりません。

(3) 始業後に特別警報または暴風・暴風雪警報が発令された場合

- 暴風・暴風雪警報の場合、原則として授業を中止して生徒を帰宅させます。ただし、気象状況や通学路の状況により安全に帰宅させることが困難と認められる場合は学校に待機をさせ、安全を確かめてから帰宅させます。
- 特別警報の場合、生徒を帰宅させずに学校に待機させ、安全に帰宅させることが可能であると判断するまでは帰宅させません。

(4) 始業後に大雨・洪水警報が発令された場合

- 状況によっては、上記（3）に準じた対応をすることがあります。

2 地震等による対応について

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調整中）が発表された場合

- 始業前は、自宅待機とします。（登校等については、学校から状況把握後緊急メール等で連絡します。）
- 登校中は、安全を確保しながら登校をします。（ただし、状況により自宅に避難する方がより安全と判断する場合は自宅に帰宅し、その旨学校に連絡をする。）
- 在校中は、注意対応を取りながら、平常どおり過ごします。
- 下校中は、安全を確保しながら帰宅をします。
（ただし、状況により学校で待機する方がより安全と判断する場合は学校に戻ります。学校から保護者に緊急メール等で連絡します。）

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- 始業前は、自宅待機とします。（登校等については、学校から状況把握後緊急メール等で連絡します。）
※発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、休業等の措置を講ずる場合があります。
- 在校中は、注意対応をとりながら学校活動を継続します。
- 下校中は、安全を確保しながら帰宅をします。
（ただし、状況により学校で待機する方がより安全と判断する場合は学校に戻ります。場合によっては引き渡し等による下校や地区ごとの集団下校の措置を講じます。）

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- 在校中は、学校活動を中止し、学校待機や下校（場合によっては引き渡し等による下校や地区ごとの集団下校）の措置を講じます。
- 始業前は、1週間の休業を基本として、学校には登校しません。（登校等については随時、学校から緊急メール等で連絡します。）

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

- 平常通り過ごします。

(5) その他突発的な地震（震度5弱以上）が発生した場合

- 在校中は、学校で待機します。安全の確認ができれば下校（場合によっては引き渡し等による下校や地区ごとの集団下校）をします。

3 熱中症事故防止に向けた対応

(1) 熱中症特別警戒アラート（前日の14時頃発表）発表時の対応について

- ※県内12観測地点全てで暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上になると予想が発表された場合
- 原則として、「臨時休業」対応を取ります。

○「臨時休業」に関する連絡は、伊勢市教育委員会より保護者に、保護者連絡システム（校支援）を活用して、「緊急メール」を送付します。

＜例＞7月8日の14時頃：三重県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合

↓

7月9日：臨時休業

※「熱中症特別警戒アラート」は1日中(0:00~23:59)継続されます。

途中で解除されることはありません。

○他団体が主催するイベントや行事等（発表地域内で実施する校外学習等の各種行事）については原則として、中止・延期となります。

※国等からイベント等主催者に対して、「適切な熱中症対策が徹底できない場合は、中止・延期等を判断すること」が呼びかけられます。

※イベントの実施等の判断は、主催者が行います。

※学校は主催者の指示・判断をふまえて対応します。

(2) 熱中症警戒アラート発表時の対応について【令和6年度より】

※県内12観測地点のいずれかで暑さ指数(WBGT)の最高値が3.3以上になると予想)が発表された場合

○普段以上の熱中症予防行動を呼びかけます。

こまめな水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等

○空調整備を適切に活用しての活動を推奨するなど徹底した熱中症予防対策を取る。運動以外の活動は活動前に活動場所の暑さ指数(WBGT)の実測を行う

○3.3以上の場合は活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を検討

活動中も適宜、暑さ指数(WBGT)を実測し、確認を行う。

○3.1以上の場合は運動を中止する。

(3) 暑さ指数(WBGT)に基づいた対応

①活動場所の暑さ指数(WBGT)が3.1以上の場合 ⇒「運動は中止する」

②活動場所の暑さ指数(WBGT)が2.8以上3.1未満の場合 ⇒「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する。」

③部活動における各種大会への参加 ⇒「大会主催者の指示に従う」

4 その他

○必要に応じて「校支援アプリ：メール」で情報を配信します。

○災害の状況等により生徒だけで下校させず、保護者に直接引き渡す場合があります。

○自宅待機又は臨時休業日とした場合、生徒は原則として自宅学習とします。

○自然災害等により、浸水やがけ崩れなど通学路に危険が生じた場合

登校の際に学校からの連絡がなくても、保護者の方々に「登校」するか「自宅待機」をするかの判断をしていただき、安全確保に努めてください。自宅待機をする場合は、学校に連絡をしてください。なお、保護者の判断で「自宅待機」をさせた場合、欠席・遅刻の扱いにはなりません。

学校電話番号 0596-22-9415

また、上記内容を、別紙に表としてまとめました。併せてご利用ください。